

「どうすりゃいいんだチョサクケン」解説編ナレーション

エピソード1・シーン1 放課後・演劇部部室

スライド《著作権・著作物・著作者とは》

「著作権」とは、「著作物」を創作した者（「著作者」）に与えられる、自分が創作した著作物を勝手にコピーしないで、とか、勝手にインターネットに載せないで、などと言える権利です。逆に言えば、自分の意思で、「使ってよい」あるいは「このような条件のもとでなら使ってよい」などと言える権利でもあります。

この著作権があるため、他人が創作した著作物をコピーしたり、インターネットに載せたりしたいときは、権利が制限されているいくつかの場合を除いて、著作者の許諾を得る必要があります。なお、詳しくは後のコーナーで説明しますが、「権利が制限されている場合」とは、すなわち、著作権者の許諾を得なくても利用できるケースです。

著作者は、こうした利用の求めに対して、使用料の支払いとか利用方法などの条件をつけて利用を許可したり、利用を拒否したりすることができます。もちろん、使用料の支払いや利用の条件などをつけずに、利用を許可することもできます。利用者は、著作者が求める条件に合意して許可をもらったならば、その条件にしたがって著作物を利用しなければなりません。

では、どうして著作権が必要なのでしょう。

小説や詩、音楽、美術などの著作物は、私たちを感動させ、勇気づけ、生活を豊かにしてくれます。ですから、自分が好きな著作物を創り出した作家、作詞・作曲家や美術家を、自ずと人はリスペクトするようになると思いますが、それらの著作者の多くは、著作物を創り、世の中に提供することで生計を立てています。

もしも著作権がない世界だったら、作家に無断で小説を出版しても、作詞・作曲家に無断でCDを販売しても、著作者は何の対価も得られず、著作物を創作して生計を立てることが困難になり、私たちの生活を豊かにしてくれる著作物が生み出されなくなるかもしれません。ですから、著作権を尊重することは、著作物の創造と利活用のサイクルを維持し、文化を発展させていくために不可欠なことなのです。

「著作物」を、著作権法では「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義しており、具体的には表のような著作物が例示されています。

スライド《著作物の種類》

この表を見ると分かるように、学校や私たちの日常生活のまわりには著作物があふれており、そうした全ての著作物について、誰かが、著作権者として、著作権を持っている

のです。そのため、著作権についての知識は現代社会を生きる私たちにとって不可欠なものになっています。

著作権を持っていると、その著作物を、独占的に、表にあるような方法で利用することができます。すなわち、その他の人は、その著作物について、著作権を持っている人の許諾を得ずに、このような利用をすることはできません。

スライド《著作権（財産権）》

一方、これら以外の方法で著作物を利用する場合には、著作権は及びません。例えば、個人的に、言語の著作物である小説を「読書する」こと、音楽の著作物を「聴く」こと、美術、映画、写真の著作物を「観る」ことなどには著作権は及びませんので、利用許諾なく行うことができます。ただし、大勢の人の前で本を朗読したり、多くの人が集まる場所で音楽を流してそれを聴く場合などは、著作権が及びます。個人的・私的な利用と、このような利用の違いを認識しておくようにしましょう。

スライド《著作権・著作物・著作者、他人の著作物の利用等の関係概念図》

なお、財産権としての著作権は、他人に譲渡することができます。著作権を持っている人を「著作者」といい、著作物が創作された時点では著作者＝著作権者ですが、財産権としての著作権が他人に譲渡された場合には、著作者と著作権者が分離することになります。

エピソード1・シーン2 放課後・演劇部部室

著作物は国境を越えて利用されるため、世界各国は19世紀末以降国際条約を結んで相互に著作物を保護し合っています。日本はほとんどの国際条約に加入しており、世界の大半の国と相互の保護関係があります。

したがって、外国の著作物を利用する際にも、日本の著作物を利用する際と同様、著作者の許諾を得て利用する必要があります。

なお、著作物が利用される際の法律の適用に関しては、例えば、アメリカの著作物が日本で利用される場合には日本の著作権法が、逆に日本の著作物がアメリカで利用される場合にはアメリカの著作権法が適用されるのが原則です。

著作権法は、著作者の権利である「著作権」を定めて著作物を保護していますが、創作されてから一定期間を経過した著作物については権利を消滅させ、著作物を社会全体の共有物と位置づけ、誰でも自由に利用することができるようにしています。

スライド《著作物の保護期間(1)》

日本では、著作物の保護期間は、原則として、著作者が著作物を創作した時点から著作者の死後70年を経過するまでと定められています。また、著作者が誰だか分からない無名・変名の著作物や団体名義の著作物、映画の著作物は、著作物が公表された時点から

70 年間保護されます。

スライド《著作物の保護期間(2)》

したがって、著作者が亡くなってから 70 年以上経過している著作物や、公表されてから 70 年以上経過している団体名義などの著作物を利用する際は、著作権者の許諾なく利用することができます。

エピソード 1・シーン 3 放課後・演劇部部室

スライド《著作権が制限されている場合（著作物が自由に利用できる場合）(1)》

著作物を利用するには、著作権者から許諾を得るのが原則です。

しかし、著作権法は、この例外として、表にあるような一定の場合には、著作物を自由に利用することができることを定めています。

スライド《著作権が制限されている場合（著作物が自由に利用できる場合）(2)》

これは著作権者の立場から見れば、著作権の行使が制限されていることとなりますので、これらの規定は「権利制限規定」とよばれています。

スライド《著作権が制限されている場合（著作物が自由に利用できる場合）(3)》

権利制限規定は、その要件が厳密に決められていますので、権利制限に該当するかどうかを判断する場合には注意が必要です。

スライド《著作権法 38 条》

例えば、営利を目的とせず、聴衆や観衆から料金を受け取らず、上演・演奏などをする者に報酬を支払わない場合は、著作権者の許諾を得ずとも、自由に、著作物を公に上演・演奏・上映などすることができます。

スライド《著作権法 35 条》

また、教育を担当する者及び授業を受ける者は、授業の過程で著作物を利用することを目的とする場合には、著作権者の許諾を得ることなく、著作物を複製したり、インターネット配信、放送を行うことができます。ただし、公衆送信を行う場合には、両方の場所に教員等がいる、所謂「遠隔合同授業」のための同時配信の場合を除き、教育機関の設置者が著作権者へ補償金を支払うことが必要とされています。

したがって、文化祭で演劇を上演する場合には、著作権法 38 条の条件をすべて満たしていれば著作権者の許諾を得る必要はありません。また、小・中・高等学校の文化祭は授業と位置づけられているので、文化祭で利用する目的のために著作物を複製することも、著作権法 35 条により、許諾は不要です。

エピソード 1・シーン 4 放課後・演劇部部室

スライド《著作者人格権》

シーン 1 - 1 で財産権としての著作権について説明しましたが、著作者には、著作物を勝手に公表されたり、勝手に内容を変えられたりしない権利や、著作物を公表するときに

自分の名前を表示するか、ペンネームを表示するかなどを決めることができる権利もあり、これらは「著作者人格権」と言われています。

財産権としての著作権が著作者の《お財布》を保護する権利だとすると、これらの著作者人格権は著作者の《こころ》を保護する権利で、これらはそれぞれ「公表権」「同一性保持権」「氏名表示権」と呼ばれています。

著作物の内容を勝手に変えられない権利、「同一性保持権」は、著作者が創った著作物の内容や題名を、自分の意に反して勝手に改変されない権利です。著作者に無断で、小説の結論を変えたり、脚本の設定を変えたりすると、同一保持権の侵害になります。

なお、財産権としての著作権は他人に譲渡したり相続することができますが、著作者人格権は他人に譲渡することはできません。

エピソード2・シーン1 別の日の放課後・体育館

スライド《舞台背景にインターネットにある動画を使ってもいい?》

インターネット上には、数え切れないくらい多くの、さまざまな種類の著作物があふれており、料金などを支払わなくても自由に観たり聴いたりすることができるものも少なくありません。しかし、自由に観たり聴いたりすることができるからといって、動画を著作者に無断でダウンロードして多くの友だちに送信したり、写真をコピーして自分のホームページに掲載することなどはできません。

動画投稿サイトなどにアップロードされている動画を利用する場合にも、原則として動画の著作権者の許諾を得る必要があります。

エピソード2・シーン2 別の日の放課後・体育館

スライド《写真を参考に背景画を描いてもいい?》

写真を見ながらその再現として背景画を描くことは、写真の著作物の複製に当たります。また写真を「参考に」して舞台美術に適したようにデフォルメして描いたとしても、もとの写真の色彩や構図などがそのまま思い浮かぶようであれば写真の著作物の翻案にあたる場合が多いと考えられます。

すなわち、著作権法上、新しく公表された著作物が既存の著作物の著作権侵害となるには、新しく公表された著作物が既存の著作物をよりどころにしているということ（これを「依拠性」といいます）と、両者が似ていること（これを「類似性」といいます）、その両方の要件が満たされる必要があります。ただし、著作権法はあくまでも創作的に表現されたものを保護するのであって、表現される以前の「アイデア」は保護しませんので、単に「アイデア」が似ているだけでは著作権侵害は成立しません。

写真を参考に背景画を描く場合、「依拠性」を満たすのは明らかであり、あとは「類似性」が認められるか、ということになります。ここで、仮に、実際に描いた背景画は抽象画のようなもので、「参考にした」というのが、例えば何を描くか、どのような雰囲気や描くかについて、写真からインスピレーションを得ただけといった話の場合には、「アイデア」を得ただけで類似ではない、ということになるかもしれません。他方で、写真をそのまま再現した「そっくり」な場合でなくても、あの写真だな、とわかるような場合には、写真の創作的な表現が背景画に表れているとして「類似性」が認められる場合が多いでしょう。その場合、原則として写真の著作者・著作権者の許諾を得る必要があります。絵画を写真に撮ることも、同様に、美術の著作物の複製利用にあたり、絵画の著作権者の許諾を得る必要があります。

ところで、既に公表されている有名な著作物によく似た別の著作物が公表された場合、「パクった」などと言われ、炎上などすることがあります。

インターネットが広く普及している現代社会においては、実際に著作権侵害が成立するか否かとは別に、単純に「似ている」と思われるだけで「パクりだ!」などという情報

がまたたく間に拡がり炎上することも少なくありません。このようなことを避けるために、新たな著作物を公表するときには、「これって他の著作物に似ていないかな?」「これって大丈夫かな?」といったん立ち止まって考えてみるのが大切です。

エピソード2・シーン3 別の日の放課後・体育館

スライド《フリー素材を利用するには》

インターネット上には、「フリー素材」などと称して、イラストや写真、音源などを素材として提供している Web サイトがたくさん存在します。このような Web サイトに掲載されているイラストや写真、音源などは、一定の条件を満たす利用であれば料金等を支払わずに自由に利用できるとされていますが、利用目的、利用方法、利用する分量などによっては料金等を支払う必要があることも少なくありません。

どのような場合に料金が必要で、どのような場合には必要ないかは、その Web サイトの運営者が決めており、掲載されている「利用規約」などに詳しく書かれています。したがって、こうした Web サイトで提供されている素材を利用するときには、必ず利用規約を事前に確認しないと、後になって思いもよらない使用料を請求されることにもなりかねませんので注意が必要です。

また、フリー素材といっても、著作権がないわけではありません。それらの「素材」を創作した人がいて、素材を一般に提供している Web サイトの運営者は、そうした著作者から著作権の譲渡を受けたり、あるいは利用許諾契約を結び、その著作権を使用料なしであなたにライセンスし、あるいはサブライセンスをしているはずなのだということを理解することが重要です。

エピソード2・シーン4 別の日の放課後・体育館

スライド《舞台背景に音楽を利用するには》

「音楽の著作物」を利用する際には、その著作者である作曲家や作詞家の著作権に注意する必要がありますが、同時に、その音楽を演奏している演奏者の権利にも注意が必要です。音楽の場合における演奏者や指揮者、演劇やミュージカルの場合における俳優や演出家を「実演家」といいます。また、その演奏された音楽やミュージカルなどを録音した人を「レコード製作者」といい、この人たちの権利にも、注意が必要です。

スライド《著作隣接権(1)》

これらの「実演家」や「レコード製作者」は、創作者ではないものの、著作物の伝達に重要な役割を果たしていることから、著作権に近い権利が認められており、それらの権利を総称して「著作隣接権」といいます。なお、実演家は「実演家人格権」も持っています。

スライド《著作隣接権(2)》

したがって、音楽配信からダウンロードした演奏歌唱や、自分が購入した CD や DVD などに収録されている演奏歌唱を利用する場合は、それらの演奏歌唱を行ったアーティ

ストやミュージシャン、演奏歌唱を録音したレコード製作者の「著作隣接権」が関わってきますので、作詞者・作曲者からの利用許諾とともに、実演家、レコード製作者からも利用許諾を得る必要があります。

自分たちの演奏歌唱を利用する場合は、自分たちが実演家ですから、著作権だけ注意していれば大丈夫です。

スライド《「歌ってみた」などにおける音楽著作物の利用許諾の仕組み》

なお、「YouTube」「Instagram」などいくつかの動画投稿サイトは、JASRAC等の音楽著作権管理団体と包括的な契約を結んで、投稿者が自ら歌ったり演奏した動画を投稿する場合、投稿者が個々に許諾を得なくてもそれらの団体が管理する楽曲を投稿できるようにしています。ただし、レコード会社等が製作した市販の音源を使った動画の場合には、レコード会社等の許諾も必要になるため勝手に投稿することはできません。

楽譜をコピーすることは、音楽の著作物の複製に当たりますので、原則として権利者である作曲家や作詞家の許諾なく行うことはできません。ただし、自分が個人的・私的に使用するために、あるいは家庭内やこれに準ずる限られた少人数で使用するために著作物を複製することは、「私的使用のための複製」という権利制限に該当しますので、著作権者の利用許諾を得ることなく行うことができるとされています。

エピソード2・シーン5 別の日の放課後・演劇部部室

前のシーンの最後で説明した「私的使用のための複製」は、著作権が制限される場合の一つで、著作権者の許諾がなくても自由に著作物を複製することができますが、私的に使用するためであっても、違法にアップロードされている著作物であることを知りながらその著作物をダウンロードする行為を行うことは、軽微なものを除き、著作権侵害行為にあたります。

スライド《著作権が侵害された場合の対抗措置(1)》

著作権や著作隣接権等を侵害する行為は、著作権者等の権利者から利用の差止請求や損害賠償請求等が求められるのと同時に、「刑事罰」の対象にもなります。

スライド《著作権が侵害された場合の対抗措置(2)》

刑事告訴された場合、個人は、10年以下の懲役、1000万円以下の罰金、又はその両方という重い罰則が科せられることがあります。

エピソード3 文化祭の数日前・職員室

スライド《文化祭の様子をオンライン配信したり、DVDに録画して配付するには》

文化祭の様子をオンライン配信して閲覧できるようにすることは、その中に著作物が含まれている場合、権利者に公衆送信することの許諾を得る必要があります。

文化祭の催し物などで著作物を複製したり、演奏・上演等することは著作権法35条や38条の規定により権利者の許諾がなくても行えますが、それらの様子を収録してホームページなどにアップロードして閲覧できるようにすることには、35条や38条の権利制限が及ばないことに注意することが必要です。

文化祭の様子をDVDに録画して配付することも、オンライン配信することと同様、35条や38条の権利制限は及びませんので、権利者に複製の許諾を得る必要があります。

なお、この場合、権利者とは、音楽の作曲家・作詞家、演劇の場合の脚本家だけではありません。音楽を演奏する演奏者、演劇を演じる実演家にも権利があることを思い出しましょう。

スライド《「お笑い」は著作物？／「お笑い」は実演？》

また、「お笑い」が著作物であるかどうかは一概には言えませんが、「お笑い」を演じる様子を学校のホームページなどにアップロードしたり、DVDに収録することには、仮に演じられる「お笑い」が著作物でなかったとしても、実演家の著作隣接権が及びますので、実演家の許諾を得る必要があります。

もちろん、演じられる「お笑い」が著作物である場合には、その権利者の許諾も併せて必要になります。

スライド《肖像権、パブリシティ権》

文化祭の様子をオンライン配信したり、DVDに録画して配付する際には、「著作権」とは別に、「肖像権、パブリシティ権」にも注意する必要があります。

「肖像権」とは、自己の氏名や肖像をみだりに他人に公開されない権利、また「パブリシティ権」とは、著名人などの氏名や肖像には顧客を吸引する価値があることから、その価値に基づいて自己の氏名や肖像を無断で使用されない権利です。「肖像権」や「パブリシティ権」は法律に規定されている権利ではなく、したがって著作権とは全く異なるものですが、裁判例により確立されている権利です。

よって、文化祭の様子を動画や写真などに収録する場合には、「著作権」や「著作隣接権」に加えて、著名人が写っている場合には「パブリシティ権」に、一般の人が写っている場合には「肖像権」に注意することも必要です。

エピソード4 文化祭当日（演劇公演直後）・体育館

スライド《文化祭の様子を撮影した写真や動画を SNS で配信するには》

文化祭の様子を SNS で配信することは、その中に著作物が含まれている場合には、権利者に公衆送信の許諾を得る必要があります。SNS で配信するという事は、ホームページにアップロードする場合と同様、世界中の誰でもアップロードされた著作物を見たり聴いたりすることができるようになることをしっかりと認識しましょう。

他方で、文化祭の様子を親しい友人数人に電子メールで送信することは、その友人らしか文化祭の様子を見聴きすることができませんので公衆への送信には該当せず、権利者の許諾を得る必要はありません。

スライド《肖像権、パブリシティ権》再掲

また、文化祭の様子を撮影した写真や動画を SNS で配信する際には、撮影者の著作権と同時に、被写体、つまり写真にうつっている人の肖像権にも注意する必要があります。

肖像権とは、みだりに他人から自分の写真や動画を撮影されたり、撮影された写真や動画をみだりに世間に公表されたり利用されない権利とされており、したがって他人を撮影した写真や動画を、当人の許可なく勝手に SNS 等で配信することは出来ません。

前にも説明したように、著作権や著作隣接権等を侵害する行為は、著作者等の権利者から利用の差止請求や損害賠償請求等が求められるのと同時に、「刑事罰」の対象にもなります。

エピソード5・シーン1 文化祭当日（演劇公演終了後）・演劇部部室

スライド《撮影可のカーテンコールを SNS で配信してもいい？》

一般に、演劇やコンサートなどの様子を動画や写真に撮影することは、私的使用のための複製にあたり、著作権侵害とはならない場合であっても、チケットの裏面等書かれている約款によって主催者が禁止している場合が多いようです。

演劇やコンサートなどの主催者が、観客にカーテンコールの様子を動画や写真に撮影することを認めている場合、観客の思い出として観客自身の手元に保存しておくことのみを認めている場合もあるでしょうし、観客が動画や写真を SNS にアップロードすることによってその演劇やコンサートの盛り上がりを世の人々に広めてもらい、将来の観客増を期待して SNS にアップロードすることを認めている場合もあるでしょう。

したがって、撮影可のカーテンコールを動画や写真に撮影した場合には、主催者がその利用をどこまで認めているかに注意し、その範囲内で利用するようにしましょう。

スライド《付随対象著作物とは？》

動画や写真を撮影する際に、本来意図した対象以外の著作物が「写り込んで」いる場合には、著作権法 30 条の 2 に規定されている「付随対象著作物の利用」に該当し、その動画や写真を複製したり、公衆送信することも認められていますので、写り込んだ著作物の権利者の許諾を得る必要はありません。

スライド《著名人や著名キャラクター等がプリントされた T シャツが写り込んだ写真を SNS で配信してもいい？》

ただし、「写り込んでいる」と言えるためには、主な撮影の対象物に対してその著作物が軽微な構成部分であることが必要とされています。例えば、俳優のキャラクター画が大きくプリントされた T シャツを、着用している人を撮影せずに T シャツのみを撮影している場合には「写り込み」には該当しないと考えられます。また、その付随対象著作物の種類や用途などから判断して、権利者の利益を不当に害することになる利用は行うことができませんので注意する必要があります。

スライド《合法的サイトのリンク集、違法なサイトのリンク集》

著作物が掲載されている Web サイトをスマホの「お気に入り」や、ホームページの「リンク集」などに登録することは、著作物の複製には該当しませんので自由に行うことができます。

ただし、違法にアップロードされた著作物のリンク情報を集約した「リンク集」をホームページなどに登録して公衆に提示したり、そのような「リンク集」を掲載したアプリを公衆に提供したりすることは、著作権を侵害する行為として刑事罰の対象になります。

エピソード5・シーン2 文化祭当日（演劇公演終了後）・演劇部部室

スライド《プロの音楽ライブを個人的に録画したり配信していい？》

一般に、プロの音楽ライブを録画することは、チケットの裏面等書かれている約款に

よって主催者が禁止しており、「個人的に」、後で視聴する目的のためであっても行うことは出来ません。

ただし、最近では、主催者や出演者がライブの途中で1曲から数曲の範囲に限定して録画したりライブ配信したりすることを認めるケースもあるようです。そうした場合には、許された範囲内であれば、楽曲の複製権、公衆送信権や、実演家の録音・録画権、送信可能化権などの許諾を得ていることとなりますので、その範囲内に限り、自由に行うことができますでしょう。

スライド《音楽ライブの感想を SNS で配信する際に歌詞を掲載してもいい?》

音楽の著作物の歌詞を SNS 等に掲載することは、著作物の公衆送信に該当しますので原則としては権利者の許諾なしに行うことはできません。

もっとも、音楽ライブの感想として、特定の楽曲の特定の歌詞に感動したことを書いて SNS で配信する際に、楽曲の歌詞の一部を「引用」することは、著作権法 32 条 1 項の規定により、権利者の許諾がなくても行うことができます。

ただし、「引用」と認められるためには、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われ、公正な慣行に合致するものであること、当該歌詞の作品名や作詞者名など「出所を明示」することなど、著作権法の求めるいくつかの条件を満たす必要があります。